［略］	［略］				
第百十四条の二十六第二項第一号	組合員又は組合員であつた者	旧適用法人施行日前期間を有する者	［略］	［略］	［略］
第百十四条の二十六第二項第二号	組合員又は組合員であつた者	旧適用法人施行日前期間を有する者	、除籍謄本又は除籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し	［略］	［略］
［略］	［略］				
第百十四条の三十二の十五第一項	［略］				
［略］	［略］				
第百十四条の四十四第一項各号列記以外の部分	法第四十五条第一項	平成九年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えられた法第四十五条第一項	事項（受給権者が死亡した場合にあつては、個人番号を除く。）	［略］	［略］
［略］	［略］				

2　［略］

［同上］	［同上］				
第百十四条の二十六第二項第一号及び第二号	組合員又は組合員であつた者	旧適用法人施行日前期間を有する者	［同上］	［同上］	［同上］
［項を加える。］					
［同上］	［同上］				
第百十四条の三十二の十五第一項及び第三項第一号	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］				
第百十四条の四十四第一項各号列記以外の部分	法第四十五条第一項	平成九年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えられた法第四十五条第一項	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］				

2　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部改正）

第三条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令（平成二十七年財務省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
（改正前国共済法による職域加算額の支給に係る請求等のなお効力を有する改正前国共済規則の適用等）		
第八条　［略］		
第九十七条第一項第一号	一　請求者の氏名、生年月日及び住所並びに請求者と死亡した者との続柄	一　請求者の氏名、生年月日及び住所並びに請求者と死亡した者との続柄
［略］	［略］	［略］

改正前		
（改正前国共済法による職域加算額の支給に係る請求等のなお効力を有する改正前国共済規則の適用等）		
第八条　［同上］		
第九十七条第一項第一号	一　請求者の氏名、生年月日及び住所並びに請求者と死亡した者との続柄	一　請求者の氏名、生年月日及び住所並びに請求者と死亡した者との続柄
［同上］	［同上］	［同上］